

高知県公報

発行 高知県 高知市丸ノ内一丁目2番20号
発行日 毎週2回 (火曜日・金曜日)

目次	ページ
規則	
◎高知県南海トラフ地震による災害に強い地域社会づくり条例施行規則の一部を改正する規則	1
◎高知県介護福祉士等修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則	1
告示	
○廃川敷地等が生じた件 (河川課)	1
○道路の区域変更 (3件) (道路課)	1
○道路の供用開始 (〃)	2
公告	
○特定非営利活動法人の設立認証の申請 (県民生活・男女共同参画課)	2
○平成26年度高知県家畜人工授精等講習会修業試験の合格者 (畜産振興課)	2
高知県教育委員会規則	
◎高知県高等学校等奨学金の貸与に関する条例施行規則の一部を改正する規則	2
高知県公安委員会告示	
○技能検定員審査及び教習指導員審査の実施	3

規 則	

高知県南海トラフ地震による災害に強い地域社会づくり条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成26年8月12日 高知県知事 尾崎 正直	
高知県規則第85号	
高知県南海トラフ地震による災害に強い地域社会づくり条例施行規則の一部を改正する規則	
高知県南海トラフ地震による災害に強い地域社会づくり条例施行規則(平成20年高知県規則第32号)の一部を次のように改正する。 第5条第1号中「第6条の2第1項」を「第6条の2の2第1項」に改め、同条第5号中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に、「母子福祉センター」を「母子・父	

子福祉センター」に、「母子休養ホーム」を「母子・父子休養ホーム」に改める。

附 則

この規則中第5条第5号の改正規定は平成26年10月1日から、同条第1号の改正規定は平成27年1月1日から施行する。

高知県介護福祉士等修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成26年8月12日
高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第86号

高知県介護福祉士等修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

高知県介護福祉士等修学資金貸与条例施行規則(平成5年高知県規則第39号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「第6条の2第1項」を「第6条の2の2第1項」に改め、同条第2項第1号中「第6条の2第1項」を「第6条の2の2第1項」に改め、同項第9号中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に、「母子福祉センター」を「母子・父子福祉センター」に改める。

附 則

この規則中第2条第2項第9号の改正規定は平成26年10月1日から、その他の改正規定は平成27年1月1日から施行する。

告 示

高知県告示第478号

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令(昭和40年政令第14号)第49条の規定により次のとおり告示する。

なお、その関係図書は、高知県土木部河川課及び高知県中央西土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成26年8月12日

高知県知事 尾崎 正直

- 河川の名称
一級河川仁淀川水系1支目下川
- 廃川敷地等が生じた年月日
平成26年8月12日
- 廃川敷地等の位置
左岸 高岡郡日高村大字岩目地字越角苅谷747番1地先から
字越角苅谷824番1地先まで
- 廃川敷地等の種類及び数量
土地 47.97平方メートル
- 河川法施行法(昭和39年法律第168号)第18条の規定により

なお効力を有するものとされる河川法(明治29年法律第71号)第44条ただし書の規定によりこの廃川敷地等の下付を受けようとする者は、この告示の日から3月以内に高知県知事に下付の申請をしなければならない。

高知県告示第479号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成26年8月12日から2週間高知県土木部道路課及び高知県安芸土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年8月12日

高知県知事 尾崎 正直

- 道路の種類 国道
- 路線名 493号
- 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
安芸郡北川村和田字横ノ谷742番43から安芸郡北川村和田字榎平604番2まで	前	6.5 }	1,168
	後	A	6.5 }
B		16.9 }	1,104
安芸郡北川村和田字横ノ谷742番43から安芸郡北川村和田字榎平604番2まで			

高知県告示第480号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成26年8月12日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年8月12日

高知県知事 尾崎 正直

- 道路の種類 県道
- 路線名 長者佐川

3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高岡郡佐川町字土居ノ外乙1270番8から高岡郡佐川町字土居ノ外乙1270番1まで	前	8.0 }	46
	後	23.2	
	前	7.8 }	46
	後	19.0	

高知県告示第481号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成26年8月12日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年8月12日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 作屋影野停車場
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高岡郡四万十町七里字保喜甲1405番2から高岡郡四万十町七里字鶴野乙13番8まで	前	9.8 }	66
		15.2	
高岡郡四万十町七里字保喜甲1405番2から高岡郡四万十町七里字鶴野乙13番8まで	A	9.8 }	66
		15.2	
高岡郡四万十町七里字保喜甲1405番3から高岡郡四万十町七里字鶴野乙12番まで	B	4.0 }	57
		14.7	

高知県告示第482号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成26年8月12日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年8月12日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 昭和中村
- 3 道路の区域

供用開始区間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
高岡郡四万十町大井川字東又山1738番から高岡郡四万十町大井川字東又山2388番133まで	290	平成26年8月12日
高岡郡四万十町野々川字下モ川平440番18から高岡郡四万十町野々川字下モ川平245番2まで	219	平成26年8月12日

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、平成26年7月31日から2週間高知県文化生活部県民生活・男女共同参画課において縦覧に供する。

平成26年7月31日（掲示済）

高知県知事 尾崎 正直

申請の あった 年月日	申請に係る特定非営利活動法人			
	名称	代表者の 氏名	主たる 事務所の 所在地	定款に記載された目的
平成26年7月31日	特定非営利活動法人	岡島 喜三	四万十市古津賀四丁	この法人は、四万十市への移住を希望する者に対して、空き家等の

四万十市への移住を支援する会	目108番地	情報提供、その他移住のために必要な様々な支援に関する事業を行い、地域の活性化に寄与することを目的とする。
----------------	--------	--

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第16条第2項に規定する平成26年度高知県家畜人工授精等講習会修業試験の合格者を平成26年7月31日付けで次のとおり決定したので、高知県家畜人工授精等講習会規程（昭和25年11月高知県告示第521号）第9条の規定により公告する。

平成26年8月12日

高知県知事 尾崎 正直

受講者番号

1

教育委員会規則

高知県高等学校等奨学金の貸与に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年8月12日

高知県教育委員会委員長 小島 一久

高知県教育委員会規則第25号

高知県高等学校等奨学金の貸与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

高知県高等学校等奨学金の貸与に関する条例施行規則（平成14年高知県教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第1条中「施行について」を「施行に関し」に改める。

第2条第5項中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改める。

第3条第1項第3号、第2項第4号及び第3項第4号中「必要と」を「必要があると」に改める。

第5条第1項中「当該各号に掲げる」を「、それぞれ当該各号に定める」に改める。

第6条第2項及び第3項並びに第8条中「不相当と」を「不相当である」とに改める。

第9条の2第1項中「又は編入学」を「若しくは編入学」に改める。

第10条の見出し中「一時停止」を「一時停止に係る通知」に改める。

第11条第2項中「を相当と」を「を相当である」とに、「不相当と」を「不相当である」とに改める。

第13条の見出し中「取消し」を「取消しに係る通知」に改める。
 第15条第2項中「同等程度と」を「同等程度であると」に改める。
 第17条第2項中「を適当と」を「を適当であると」に、「不適当と」を「不適当であると」に改め、同条第3項中「同等程度と」を「同等程度であると」に改める。
 第18条第2項中「に応じ」を「に応じ、それぞれ」に改め、同条第3項中「を適当と」を「を適当であると」に、「不適当と」を「不適当であると」に改め、同条第4項中「返還を」を「条例第9条の規定に基づき返還を」に改める。
 第21条中「返還等について」を「返還等に関し」に改める。
 別表第3の表中「せき柱」を「脊柱」に改める。
 別記第4号様式中「第6条第4項」を「第6条第2項」に改める。

附 則
 この規則は、平成26年10月1日から施行する。

公安委員会告示

高知県公安委員会告示第19号
 技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第2条（規則第10条第2項において準用する場合を含む。）の規定により、技能検定員審査及び教習指導員審査（以下「審査」と総称する。）を次のとおり実施する。

平成26年8月12日
 高知県公安委員会委員長 島田 京子

1 審査の種類、期日及び場所
 (1) 審査の種類
 規則第1条及び第10条第1項に規定する技能検定員審査及び教習指導員審査を次の区分に応じて行う。
 ア 大型自動車免許及び中型自動車免許（以下「大型自動車免許等」という。）
 イ 普通自動車免許
 ウ 大型特殊自動車免許、大型自動二輪車免許、普通自動二輪車免許及び牽引免許（以下「特定第一種免許」という。）
 エ 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許及び普通自動車第二種免許（以下「大型自動車第二種免許等」という。）
 (2) 審査の期日
 平成26年9月16日（火）から同月19日（金）まで
 (3) 審査の場所
 吾川郡いの町枝川200番地

高知県警察本部交通部運転免許センター

2 審査の申請手続に関する事項
 (1) 審査を受けようとする者は、規則別記様式第1号の審査申請書（以下「審査申請書」という。）を高知県公安委員会に提出すること。
 その際受けようとする審査の種類に応じた自動車を運転することができる運転免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証を提示すること。
 (2) 審査を受けようとする者が、規則第17条第1項各号、第2項各号、第3項各号、第4項各号又は第5項各号のいずれかに該当する者であるときは、審査申請書に、それぞれ当該各号に該当する者であることを証明する書面を添付すること。
 (3) 大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査又は教習指導員審査を受けようとする者は、次の区分に応じて、次の資格者証を提示すること。
 ア 大型自動車第二種免許に係る技能検定員審査を受けようとする者については、大型自動車免許に係る技能検定員資格者証
 イ 大型自動車第二種免許に係る教習指導員審査を受けようとする者については、大型自動車免許に係る教習指導員資格者証
 ウ 中型自動車第二種免許に係る技能検定員審査を受けようとする者については、中型自動車免許に係る技能検定員資格者証
 エ 中型自動車第二種免許に係る教習指導員審査を受けようとする者については、中型自動車免許に係る教習指導員資格者証
 オ 普通自動車第二種免許に係る技能検定員審査を受けようとする者については、普通自動車免許、中型自動車免許又は大型自動車免許に係る技能検定員資格者証
 カ 普通自動車第二種免許に係る教習指導員審査を受けようとする者については、普通自動車免許、中型自動車免許又は大型自動車免許に係る教習指導員資格者証

3 審査の実施に関する事項
 (1) 技能検定員審査の方法等

項目	細目	方法等
大型自動車免許等、普通自動車免許及び特定第一種	技能検定員として必要な自動車の運転技能	技能試験（自動車の運転に必要な技能についての運転免許試験をいう。以下同じ。）の方法に準じて行うものとし、その合格基準は、90パーセント以上の成

免許の技能検定に関する技能	技能検定に関する知識	績であること。
自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	自動車の運転技能に関する知識	実技試験により行うものとし、その合格基準は、95パーセント以上の成績であること。
大型自動車免許等、普通自動車免許及び特定第一種免許の技能検定に関する知識	教則の内容となっている事項	論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、論文式のものにあっては85パーセント以上、その他のものにおいては95パーセント以上の成績であること。
	自動車教習所に関する法令についての知識	面接試験又は論文式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、それぞれ95パーセント以上の成績であること。
	技能検定の実施に関する知識	
	自動車の運転技能の評価方法に関する知識	
大型自動車第二種免許等の技能検定に関する技能	技能検定員として必要な自動車の運転技能	技能試験の方法に準じて行うものとし、その合格基準は、90パーセント以上の成績であること。
	自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	実技試験により行うものとし、その合格基準は、95パーセント以上の成績であること。
大型自動車第二種免許等の技能検定に関する知識	旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業に関する法令についての知識	論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、論文式のものにあっては85パーセント以上、その他のものにおいては95パーセント以上の成績であること。
	自動車の運転技能の評価方法に関する知識	論文式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、95パーセント以上の

		成績であること。
--	--	----------

(2) 教習指導員審査の方法等

項目	細目	方法等
大型自動車免許等、普通自動車免許及び特定第一種免許の教習に関する技能	教習指導員として必要な自動車の運転技能	技能試験の方法に準じて行うものとし、その合格基準は、85パーセント以上の成績であること。
	技能教習（自動車の運転に関する技能の教習をいう。以下同じ。）に必要な教習の技能	実技試験又は面接試験により行うものとし、その合格基準は、それぞれ80パーセント以上の成績であること。
	学科教習（自動車の運転に関する知識の教習をいう。）に必要な教習の技能	
大型自動車免許等、普通自動車免許及び特定第一種免許の教習に関する知識	教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識	論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、論文式のものにあつては85パーセント以上、その他のものにあつては95パーセント以上の成績であること。
	自動車教習所に関する法令についての知識	
	教習指導員として必要な教育についての知識	面接試験又は論文式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、それぞれ80パーセント以上の成績であること。
大型自動車第二種免許等の技能教習に関する技能	教習指導員として必要な自動車の運転技能	技能試験の方法に準じて行うものとし、その合格基準は、85パーセント以上の成績であること。
	技能教習に必要な教習の技能	実技試験により行うものとし、その合格基準は、80

		パーセント以上の成績であること。
大型自動車第二種免許等の技能教習に関する知識	旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業に関する法令についての知識	論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、論文式のものにあつては85パーセント以上、その他のものにあつては95パーセント以上の成績であること。

(3) 審査手数料の額

- ア 技能検定員審査（大型自動車免許等23,500円、普通自動車免許19,650円、特定第一種免許14,500円、大型自動車第二種免許等21,850円）
- イ 教習指導員審査（大型自動車免許等15,000円、普通自動車免許11,800円、特定第一種免許9,450円、大型自動車第二種免許等12,850円）

4 その他

審査の詳細については、高知県警察本部交通部運転免許センター教習所係（電話番号088-893-1221内線372）に問い合わせること。